

新規登録団体資料

(NPO法人 In-D-Go)

① 団体登録申請書	・・・P1
② 団体登録簿	・・・P3
③ 定款	・・・P5
④ 登記事項証明書	・・・P15
⑤ 初年度事業計画書	・・・P17
⑥ 初年度活動予算書	・・・P19
⑦ 役員名簿	・・・P21
⑧ 社員のうち10人以上の者の名簿	・・・P23



令和 2 年 7 月 15 日

枚 方 市 長

申 請 者
団 体 名 NPO法人 In-D-Go
主たる事務所
の所在地 〒573-0047 枚方市山之内5丁目37番19号
代 表 者 理事長 岡村育子
連 絡 先 TEL/FAX

枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※ (4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。

※ (5)及び(9)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和2年7月15日届出

団体名	フリガナ	イニディゴー
		NPO法人 In-D-Go
代表者氏名	フリガナ	オカムラ イクコ
		理事長 岡村 育子
主たる事務所の所在地	〒	〒573-0047 枚方市山之内5丁目37番19号
電話番号		XXXXXXXXXX
	FAX	
メールアドレス		XXXXXXXXXX
ホームページアドレス		http://
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに○印<団体の定款と必ず一致していること> 1 2 3 4 5 ⑥ 7	
活動内容	※PRや活動成果等を記入 少年少女に対して、海外・国内指導者による 楽器を使った音楽演奏に用器事業を行う。 そのための広報、会員を募集してイベントを行う	
活動を開始した年月日	令和2年 7月 10日 〔 NPO法人設立(登記)年月日/令和2年6月26日 〕	
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	①会員数 会員 <u>11</u> 人 ●内 訳/正会員 <u>11</u> 人 賛助会員 <u>0</u> 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>0</u> 人 非常勤有給スタッフ <u>0</u> 人 ボランティア等 <u>5</u> 人 ファンドレイザー(資金調達係) 専任 <u>0</u> 人 兼任 <u>1</u> 人 ③入会金 ⑥ 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>10,000</u> 円	

様式第2号/NPO活動応援基金

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	④会費 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>4,000</u> 円																		
	⑤寄付金 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____ 円																		
	⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th>補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額															
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額																
①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している ・ <input checked="" type="radio"/> 実施していない ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____ 円																			
運営総経費のうち特定非営利活動の占める割合 ②特定非営利活動に係る事業(根拠: <u>令和2年度収支計算書又は活動計算書</u>) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費(事業費+管理費) <u>896,700</u> 円 ②/①+② = <u>100</u> % (小数点以下四捨五入) 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入																			
当基金に登録する理由	・資金調達のため ※主なもの一つに○印 ・事業拡大のため <input checked="" type="radio"/> 社会的信用力が向上すると考えるため ・その他()																		

NPO法人 In-D-Go 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 In-D-Goという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年に対して、日本にいながら世界を感じることのできる、海外・国内指導者による「本物」の音楽環境の中で、楽器を使った音楽演奏に関する事業を行い、美しい音色で豊かな心を育み、仲間と共に、精神面と行動面双方の成熟と人間形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 楽器の演奏の指導事業
 - ② コンサート開催およびコンサート鑑賞事業
 - ③ 参加型アウトリーチコンサートによる地域密着事業
 - ④ 音楽を通じた交流事業
 - ⑤ 楽器貸出し事業
 - ⑥ 音楽普及のための講演会事業
 - ⑦ 音楽普及のための親睦交流会
 - ⑧ 当団体利用会員のための奨学金制度運営事業
 - ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

外部からの要請による音楽演奏事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。



第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業に参加するために入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を随時、必要に応じて置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事長は、必要に応じて、事業および事業計画にアドバイスを求める者や指導者を、議決権を持たないアドバイザーとして理事会に入れることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ

ならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 岡村 育子

副理事長 家形 至亮

副理事長 田村 規子

監事 石田 昇

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 正会員入会金 | 10,000円 |
| 正会員会費 | 年額5,000円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 年額一口3,000円以上 |
| (3) 利用会員入会金 | 10,000円 |
| 利用会員会費 | 月額4,000円 |

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市山之上五丁目37番19号
NPO法人In-D-Go

会社法人等番号	1200-05-021667
名称	NPO法人In-D-Go
主たる事務所	大阪府枚方市山之上五丁目37番19号
法人成立の年月日	令和2年6月26日
目的等	<p>目的及び事業 この法人は、青少年に対して、日本にいながら世界を感じることのできる、海外・国内指導者による「本物」の音楽環境の中で、楽器を使った音楽演奏に関する事業を行い、美しい音色で豊かな心を育み、仲間と共に、精神面と行動面双方の成熟と人間形成に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育の推進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 4 国際協力の活動 5 子どもの健全育成を図る活動 6 経済活動の活性化を図る活動 7 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動に係る事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 楽器の演奏の指導事業 (2) コンサート開催およびコンサート鑑賞事業 (3) 参加型アウトリーチコンサートによる地域密着事業 (4) 音楽を通じた交流事業 (5) 楽器貸出し事業 (6) 音楽普及のための講演会事業 (7) 音楽普及のための親睦交流会 (8) 当団体利用会員のための奨学金制度運営事業 (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 その他の事業 <ol style="list-style-type: none"> 外部からの要請による音楽演奏事業
役員に関する事項	大阪府枚方市山之上五丁目37番19号 理事 岡村育子
登記記録に関する事項	設立 令和2年6月26日登記

大阪府枚方市山之五丁目3-7番1-9号
NPO法人I n-D-G o



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和 2年 7月10日

大阪法務局
登記官

正 井 義 一



初年度事業計画書

成立の日から令和3年3月31日まで

NPO法人 In-D-Go

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

地域密着事業については、保育園・障がい児者施設等に、演奏者を派遣し、体験型アウトリーチコンサートを行う。

コンサートおよびコンサート鑑賞事業については、海外からの指導者と国内の指導者のコラボレーションでのコンサートを行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 楽器の演奏の指導事業 当該年度は実施予定なし

(2) コンサート開催およびコンサート鑑賞事業

【内 容】 海外・国内演奏家（当法人指導者）によるコンサート

【実施場所】 コンサートホール

【実施日時】 令和2年11月27日 18時～19時30分

【事業の対象者】 一般客

【収 益】 100千円（入場料2千円×50名）

【費 用】 90千円（演奏者交通費・宿泊費70千円、会場費20千円）

(3) 参加型アウトリーチコンサートによる地域密着事業

【内 容】 保育園・障がい児者施設等に演奏者を派遣し、体験型アウトリーチコンサートを行う。

【実施場所】 保育園・福祉施設・医療機関等

【実施日時】 毎月3回 10時～11時

【事業の対象者】 保育園児・障がい児者等

【収 益】 81千円（開催料@3千円×3回×9か月）

【費 用】 56.7千円（演奏者交通費@2.1千円×3回×9か月）

(4) 音楽を通じた交流事業 当該年度は実施予定なし

(5) 楽器貸出し事業 当該年度は実施予定なし

(6) 音楽普及のための講演会事業 当該年度は実施予定なし

(7) 音楽普及のための親睦交流会 当該年度は実施予定なし

(8) 当団体利用会員のための奨学金制度運営事業 当該年度は実施予定なし

(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 当該年度は実施予定なし

2 その他の事業

当該年度は実施予定なし

初年度活動予算書

NPO法人 In-D-Go

成立の日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		50,000
正会員受取入会金	100,000		100,000
賛助会員受取会費	150,000		150,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		500,000
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
コンサート開催およびコン サート鑑賞事業収益	100,000		100,000
参加型アウトリーチコン サートによる地域密着事業	81,000		81,000
5. その他収益			
受取利息	100		100
雑収益	1,900		1,900
経常収益計	983,000		983,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会場設営費	20,000		20,000
会議費			
旅費交通費	126,700		126,700
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	146,700		146,700
事業費計	146,700		146,700
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給与手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	100,000		100,000
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
広告宣伝費	400,000		400,000
印刷製本費	100,000		100,000
消耗品費	50,000		50,000
雑費	100,000		100,000
支払利息			
その他経費計	750,000		750,000
管理費計	750,000		750,000
経常費用計	896,700		896,700
当期経常増減額	86,300		86,300
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	86,300		86,300
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			86,300

* 当該年度はその他事業の実施を予定していません。

役員名簿

NPO法人 In-D-Go

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	おかむら いくこ 岡村 育子	枚方市 [REDACTED]	無
理事	やかた よしあき 家形 至亮	高槻市 [REDACTED]	無
理事	たむら のりこ 田村 規子	高槻市 [REDACTED]	無
監事	いしだ のぼる 石田 昇	大阪市 [REDACTED]	無

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

NPO法人 In-D-Go

	氏名	住所又は居所
1	岡村 育子	枚方市 [REDACTED]
2	家形 至亮	高槻市 [REDACTED]
3	田村 規子	高槻市 [REDACTED]
4	Yohei Sato	[REDACTED] Cambridge, [REDACTED]
5	阿部 守男	堺市 [REDACTED]
6	木村 修子	吹田市 [REDACTED]
7	部屋 美妃	大阪狭山市 [REDACTED]
8	佐藤 和江	逗子市 [REDACTED]
9	加藤 洋子	高槻市 [REDACTED]
10	田村 修	高槻市 [REDACTED]